３級の技能検定の受検資格付与に係る確認書

日付：令和○年○月○日

所属：　○○○○○○○○

実施責任者：　○○　△△

下記講習により、次の者が受検資格を付与できる者であるか否かを確認したことを証します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **氏名** | **所属** | **生年月日** |  **判定結果** ※1 |
|  |  |  | 可 ・ 否 |

※1　講習内容に示した科目の細目を受講した結果、安全に作業ができるか否かの観点から、判定者が総合的に判定。

記

（職種・作業名）

|  |  |
| --- | --- |
| 職種名 | 作業名 |
| 造園 | 造園工事 |

（講習担当者）※2

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 資格 |
|  |  |
|  |  |

※2　判定者と同一の者の場合、資格欄のみ省略可

（日時・場所）

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 場所 |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |
| 令和　　年　　月　　日（　　）　　時～　　時 |  |

裏面に続く

（講習内容）

当該職種（作業）において安全作業をする上で必要となる次項の科目の細目について、必要なレベル ※3 の最低６時間の講習を行う。

（細目及び確認項目）

「試験科目及びその範囲の細目」の安全衛生及び労働安全衛生法関係法令等

|  |  |
| --- | --- |
|  | **チェック欄** |
| 1 | 労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則中の関係条項について一般的な知識を有すること。 |  |
| 2 | 造園作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 |
| (1) | 機械、工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法 |  |
| (2) | 保護具の性能及び取扱い方法 |  |
| (3) | 作業手順 |  |
| (4) | 点検 |  |
| (5) | 整理整頓及び清潔の保持 |  |
| (6) | 事故時における応急措置及び退避 |  |
| (7) | 危険予知活動の目的及びその手法 |  |
| (8) | その他造園作業に関する安全又は衛生のために必要な事項 |  |

※3　必要なレベル（「詳細な」「一般的な」「概略の」）の定義について

　　詳　細：確実に、かつ、深く知っていなければならない知識の程度

　　一般的：知っていないと作業に支障が生じる知識の程度

　　概　略：浅く広く常識として知っておかなければならない知識の程度

「試験科目及びその範囲の細目」の実技作業

|  |  |
| --- | --- |
|  | **チェック欄** |
| 1 | 地割りができること。 |  |
| 2 | 樹種の判定ができること。 |  |
| 3 | 造園工事に使用する工具の選定ができること。 |  |
| 4 | 地ごしらえができること。 |  |
| 5 | 移植（根巻）及び植付けができること。 |  |
| 6 | 植栽における保護及び養生ができること。 |  |
| 7 | 生垣及び四つ目垣の作成ができること。 |  |
| 8 | 庭石の据付けができること。 |  |
| 9 | 飛石の据付けができること。 |  |
| 10 | クレーン等の玉掛けに関し、次に掲げる事項ができること。 |
| (1) | 重量目測 |  |
| (2) | 玉掛用具の選定及び使用 |  |
| (3) | ０．５トン以上の重量を有する庭木、庭石、棒鋼、鋼板、丁字型の物及び複雑な形の構造物についての玉掛け |  |
| 11 | 手、小旗等を用いて行うクレーン等の運転のための合図ができること。 |  |

上記のとおり確認した。

（判定者）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 資格 |
|  |  |